

戦前および戦災復興計画における東京の電柱整理*

Removal of electric poles seen in reconstruction plans in pre-and postwar in TOKYO

鈴木 悦朗**三浦裕二***

By Etsuro Suzuki and Yuji Miura

Abstract

During the period from the inauguration of the Tokyo Reconstruction Project to the end of World War II, all done by the project was the efforts to decrease the number of electric poles on Otsuka Roads by putting some overhead cables together on common poles. Among many plans, the Tokyo Health Road Plan and the Tokyo Postwar Reconstruction Plan were prominent. The former aimed to remove poles and billboard, building pedestrian-dedicated roads with an affluence of greenery. The latter attempted to remove electric poles from roads which are wider than 36m. Some cables still remained over head were moved to alleyways behind detouring around the roads. Further, the plan was proposing to include the common ducts and poles in the category of urban planning. The plan specified the areas from which electric poles were removed to provide educational and public space for scenic view. However, these plans were not fulfilled due to the reduction of the scale in Postwar Reconstruction Land Readjustment Project.

1. はじめに

明治初年から約140年を経た日本では、来る21世紀の高度情報化社会を見据えた光ファイバーケーブル網構築が急がれている。それに呼応するように、歩道上にある電線類の地中化事業⁽¹⁾が急ピッチで進められている。

しかしながら我が国における電線類の地中化状況は、欧米諸国に比較してきわめて低水準にある⁽²⁾。電線類の地中化事業は今までなかなか進展しなかったが、事業を軌道にのせる機会がいままでに少なくとも2回あった。1回目が関東大震災後の帝都復興事業⁽³⁾であり、もう1回が第二次世界大戦後の東京戦災復興事業である。

東京戦災復興事業における電柱整理計画は、石川栄耀(以下、石川と云う)を中心におこなわれた。本稿は2回目の機会であった東京戦災復興計画を中心に、戦前から戦後にかけての東京における電柱整理計画を明らかにすることを目的にする。

2. 戦前・新宿西口広場造成計画での電柱整理

帝都復興事業での電柱整理計画は、関係者の反対熾烈により試験施工に止まった。続く電柱の整理計画は、新宿西口広場造成計画時になされた。

関東大震災のあと人々は郊外に移り住み、山手線以西の郊外地の開発が進んだ。それにあわせ新宿駅の乗降客・

keyword: 東京戦災復興、電柱整理、石川栄耀

** 正会員 工修 日本大学理工学部理工学研究所

交通土木工学科研究生 服部エンジニア(株)

(〒420 静岡市安東2-21-15)

*** 正会員 工博 日本大学理工学部交通土木工学科教授

(〒274 船橋市習志野台7-24-1)

交通量も急激に増加した。このため都市計画東京地方委員会(以下、東京地方委員会という)は1932(昭和7)年8月、新宿駅前改良計画案を作成した。しかしながら在来主要街路との連絡調整などが必要なことから、東京地方委員会は内務省都市計画課などの関係者を集め、4回にわたる協議を実施した。

一方東京市においても新宿駅前改良計画の必要性を認め、1933(昭和8)年3月29日新宿駅周辺の交通量調査¹⁾を実施した。

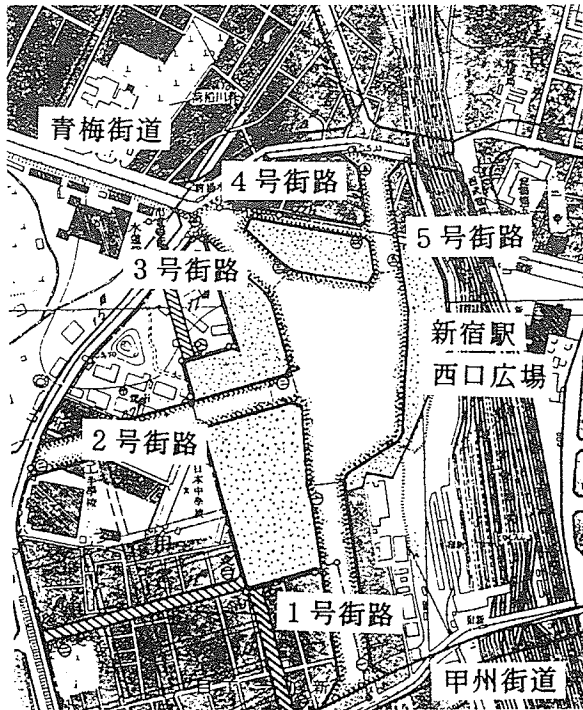
こうして新宿駅前改良計画は、1933(昭和8)年12月9日開催の第14回・東京地方委員会に、第97号議案「東京都市計画新宿驛附近廣場及街路決定ノ件」として諮られた。

東京市は1933(昭和8)年から5ヶ年計画で新宿駅西側にあった専売局の淀橋工場用地を買収し、周辺買収地とあわせ生まれる約1万坪の土地において、都市計画事業(表-1、図-1)をおこなうことにした。広場計画には広場に接続する放射状の4本が配置されていた。1号街路は広場と甲州街道を結ぶ路線であり、2号街路は将来の放射線を為していた。また3号・5号の両街路は、広場と青梅街道を結ぶ路線になっていた。

表-1 新宿駅広場及街路計画

出所:「新宿駅広場及附近改良計画」
肥田木誠介 都市問題 第16巻 第8号 p.26

項目	内容
新宿駅広場	面積 20,664㎡
1号街路	幅員33m、L=204m
2号街路	幅員27m、L=267m
3号街路	幅員33m、L=115m
4号街路	幅員11m、L=114m
5号街路	幅員27m、L=127m
6号街路	幅員20m、L=108m
建築敷地造成	面積 32,993㎡



図一 新宿駅付近広場及街路之図
出所：都市計画東京地方委員会第229号添付資料

この新宿広場築設費には電柱を整理するため、地下埋設物整理費として1万円が計上されていた(表一2)。1万円という予算額をみると、帝都復興事業における濱町共同溝(電線類のみを収容)の敷設費が約24円/mであったことから²⁾、電線類のみを収容する共同溝を敷設することは可能であった。しかしながら九段共同溝(電線類・水道・ガスなどの幹線系統のものを収容)に準じた大きさのものを作るつもりなら、計画の実現性を疑うほどの少額であったと云える。

表一 新宿広場築設費内訳

出所：昭和8年・東京市会決議録 p.1297

予算項目	金額(円)
新宿広場築設費	3,597,700
工事費	609,600
内訳：広場築造費	290,400
街路築造費	192,000
宅地造成費	80,000
地下埋設物整理費	10,000

東京市総務局都市計画課・新宿出張所長の小田川利喜はこの地下埋設物整理費の内容について、1939(昭和14)年7月14日に日比谷公園内「松本楼」で開かれた座談会で次のように述べた。「電柱と架空線に就きましては一切是を許可しないことにして其の代りに共同溝を設置することにいたしました。最初は1米角位の共同溝を廣場

の周囲に全部設ける事で進めて居りました」³⁾と、地下埋設物を整理するための共同溝敷設計画を披露した。小田川は続けて、「東京電燈の方では高圧線は単独地下配線でもやり度い、低圧のものでも共同溝に入れて何かと制限を受けることは好まないと云うことになり」と述べた。帝都復興事業においても共同溝敷設計画は東京電燈(株)などの反対熾烈のため実施されなかったが⁴⁾、昭和10年代になっても東京電燈(株)の共同溝への入溝はきわめて消極的であった。

小田川は雑誌『区画整理』への投稿のなかでこの点について触れ、「最初共同溝には高圧線、低圧線、通信線を入れる予定でいたが、(中略)低圧のものも共同溝に入れるよりも単独で共同溝類似のものを作り、支線の引き出しに便にし度いとの申し込みがあった」⁵⁾と述べた。今回の共同溝では架空線の撤去をその目的にしたことから、1963(昭和38)年制定の「共同溝の整備等に関する特別措置法」(以下、共同溝法という)で云う共同溝⁶⁾のように瓦斯管・水道管などと一緒収容されるものではなかった。それだけに東京電燈(株)が自前の施設を作っても、費用負担の少ない共同溝への入溝をかたくなに拒み続けた意図を筆者は理解できない。

東京電燈(株)が入溝を拒んだ結果、東京市は予定した共同溝の大きさを大幅に縮小し、「結局通信省と警視庁の通信線を入れる事になりまして、(中略)大きさは幅30糎深さ25糎にした。東京市が広場内の電柱設置を禁止したことから、東京電燈(株)では「広場内や街路内に地下変電所を設ける」ことになったとされるが、これは小田川が地下変圧器室を地下変電所と間違えたのではないと思われる。

新宿西口広場での共同溝計画について石川⁵⁾は、1940(昭和15)年12月4日の防空懇談会の席上、共同溝を延長555m(現在の新宿西口共同溝は延長548m)にわたり施工中であると述べている⁶⁾。

このように新宿西口広場では電柱整理が実施されたが、同様に1936(昭和11)年3月都市計画決定された渋谷・大塚・池袋の各駅前広場では、電柱整理計画が考慮されたかははっきりしない。それは旧・都市計画法では共同溝を都市計画施設として計画決定できなかったため⁶⁾、計画があったとしても委員会資料には記載されないことによる。

また旧・道路法でも共同溝は道路管理者の管理権に属さないものになっており⁷⁾、管理者が設置できない施設になっていた。東京市は道路築造事業の一環として共同溝を設置したのでもなかった。

一方、1978(昭和53)年東京都建設局が発行した「共同溝整備箇所調査」⁷⁾(表一3)には、昭和10年代に東京市が新宿西口広場で共同溝を敷設した記録がない。同調査では、帝都復興事業で施工された榎町共同溝・濱町共同溝も実績として記載されていない。

これは今日における共同溝の定義との違いによる。

1963（昭和38）年制定の共同溝法では共同溝を、「二以上の公益物件（電線・水道管・下水道管・ガス管）を収容する施設」に限定した。しかしながら当時では、通信線のみを収容する施設でも共同溝と認識していた。共同溝法の定義に当てはまらないからと云って、先人達の功績を認めないのは淋しい限りである。

表一3 共同溝整備箇所調査

出所：事業概要（昭和53年版）p.25

路線名	共同溝名	延長(m)	施行年度
放射15号	九段共同溝	270.0	大正15年
放射24号	淀橋共同溝	65.5	昭和35～36年
放射34号	日比谷共同溝	371.0	昭和37～40年
放射1号	放射1号線共同溝	1120.0	昭和41～43年
広場第1号	新宿西口共同溝	548.0	昭和37～41年

3. 「東京保健道路計画」における電柱整理

「東京保健道路計画」は東京緑地協議会の承認に先立つ、1938（昭和13）年9月開催の第6回・全国都市問題会議の席上、東京地方委員会から報告されている⁸⁾。

東京地方委員会は1939（昭和14）年4月、東京緑地協議会で承認された「東京緑地計画」にある「行楽道路計画」を拡張させて、散策性を有する通勤道路の「保健道路」を設定しようとした。

「東京保健道路計画」の主だった特徴には、

- ① 街路構造令等の規格によらない。
- ② 幅員は大小不同。
- ③ 舗装は砂利敷も施さぬ歩行者専用の道路。
- ④ 本路線には電柱其他の地上構造物を禁ずるものとす。
- ⑤ 本路線中の既存電柱其他の地上構造物は路線外に移設せしむるものとす。

などがあった。

この計画には石川の考えが色濃く反映されていた。このことは石川の論文、「都市計画に於ける保健問題」から読みとれる。石川は、「欧米諸都市と本邦都市との大きな差異の一つはその散策性である。（中略）然るに我々の都市に於ては殆ど此れらしき道路のサービスされるものがない⁹⁾と訴えている。そして、「少くも都心より放射される重要路線を緑装し、醜悪なる諸看板を整理し、電柱等の路上構造物を清掃せよ。」と主張している。

石川は電柱こそが都市景観を損なう最大のものと認識していた。「東京『緑道』計画解説」においても、「何と市中の電柱の醜なる事。（中略）市中の都市景観を損ふもの此れより大なるはない。（中略）或物は地下の共同溝に入れ、或物は地上の共用柱におさめんとするのである¹⁰⁾と述べている。当時では電柱を共用⁸⁾するという考えが一般的になく、わずかに大塚道路などで実施された¹¹⁾に過ぎなかったが、石川は共用柱による電柱数の半減化さえ考慮していた。

保健道路計画の最初のもの（淀橋区角筈～杉並区和泉町間の約3km）は、1940（昭和15）年3月13日開催の第30回・東京地方委員会に第268号議案として上程された。この計画は「東京保健道路計画」として示された15路線中、玉川上水線にあたるものであった。

しかしながらこの計画は都市計画決定に止まり、直ちに事業化されなかった。

続いて東京地方委員会は1942（昭和17）年3月17日開催の第37回・東京地方委員会に、第299号議案（表一4）として4路線の保健道路計画を諮った。

表一4 東京保健道路

出所：都市計画東京地方委員会議事速記録 第16号 pp.82～87

路線番号	名称	幅員	延長
1	香川線	30～50	約10km
2	玉川上水線	50	約5km半
3	千川上水線	35～50	約9km
4	石神井川線	50	約3km
計			約28km
事業費			約1,400万円

提出された計画案では、全国都市問題会議で述べた街路構造令に依らない徒歩専用の道路だけになっており、幅員も極めて大きなものになっていた。

また理由書では、「以上ノ4路線ノ計画ヲ實現スルニ要シマス経費ハ約1,400万円デアリマスガ、今回ハ計画ニ止メマシテ将来成ルベク速カニ其ノ實現ヲ期シヨウトスル次第デアリマス」と、都市計画決定だけが行われた。

翌1943（昭和18）年3月25日開催の第39回・東京地方委員会にも、保健道路の追加変更（表一5）が第326号議案として上程された。

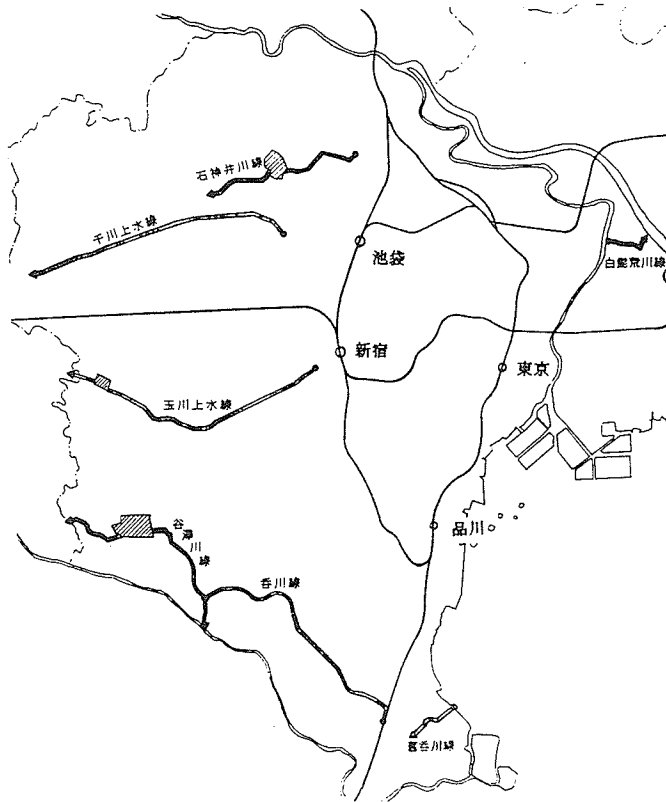
表一5 東京保健道路追加分

出所：都市計画東京地方委員会議事速記録 第17号 pp.96～101

路線番号	名称	幅員	延長
4	石神井川線	30～50	約3km
5	奮呑川線	50	約2km
6	谷澤川線	20～50	約5km半
7	白鬚荒川線	35～50	約2km
計			約12km
事業費			約1,100万円

今回も第299号議案と同様に、「其ノ経費ハ約1,100万円デアリマス、但シ今回ハ計画決定ニ止メマシテ、将来ナルベク早イ機会ニ其ノ實現ヲ期スルコトニ致シタイ」と述べるにとどまり、事業化される目途が立たなかった。

これら「東京保健道路計画」として都市計画決定された7路線（図一2）をみると、東京の戦前における電柱整理計画が郊外の散策道路という線においてなされたことが分かる。



図一 東京保健道路計画図
出所：東京都公文書館・内田文庫より作成

4. 東京戦災復興事業にみる石川栄耀の電柱整理 4-1 電柱整理計画の経緯

終戦を迎えた東京は一面の焼け野原になった。1945（昭和20）年8月27日付けの朝日新聞には、東京都の復興への取り組み具合を尋ねた、「帝都再建の途を聴く」（林計画局長・談）が掲載された。このなかで林局長が、「石川栄耀氏が懸命にやってくれている。（中略）保健都市の建設といふことに重点をおいて都市計画を進めて行く。」と述べたように、「東京復興計画」は石川を中心に緑豊かな都市を目指して進められる。

戦災地復興に関しては同年11月、内閣に戦災復興院が設置され12月30日に、「戦災地復興計画基本方針」が閣議決定された¹²⁾。この「戦災地復興計画基本方針」では電柱整理に関し、「市街地の整備に伴い電線等は原則として之を地下に移設し必要なる水道、下水道の改良新設を行い水利施設の拡充を期する」¹³⁾ことが記された。

また戦災地復興の計画立案および実施が地方機関でおこなわれることになり、以前から独自に検討をおこなっていた経緯もあり、東京都は復興計画を立案した。

先ず同年12月22日、計画局都市計画課が「帝都復興計画要綱案」をまとめた。このなかで電柱整理について、「市街地の整備に伴い必要なる水道、下水道の改良新設を行ひ水利施設の拡充を期する外電線電纜瓦斯管の地下埋設物の整理を考慮し又電柱の整理を成すと共に交通要点及商店街公園等の照明計画を特に急速に実施するもの

とす」¹⁴⁾とした。

1946（昭和21）年1月3日付けの朝日新聞には「東京復興計画」が掲載され、「電線、電纜、瓦斯管の地下埋設物を整理また電柱も整備」と述べられている。

同年11月には建設局都市計画課が、「東京都復興都市計画概要」をまとめた。路上工作物及地下埋設物整理方針は近く計画決定の予定のものとして取り上げられ、「現在街路上ニハ各種路上工作物が存置セラレ都市美ノ観点ヨリスルモ或ハ又交通保安上ヨリスルモ支障勘クナク之ガ整理統制ノ必要ハ兼テヨリノ要望デアッタガ未ダ実施ニ至ラナクッタノdeal」¹⁵⁾との現状認識が示された。続いて、「今回復興計画ノ樹立実施ニ際シテハ極力之ガ整理ヲ図ル事トシ此ガ為都ニ於テハ路上工作物、地下埋設物整理委員会ヲ設ケ各方面関係者ノ意見ヲ綜合シソノ整理方針ヲ概定シ、同時ニ地下埋設物ノ整理ヲモ併セ考慮シ将来ノ便益ヲ企図シタノdeal」と述べた。このことは石川が、「東京都は地下埋設物の整理方針を決めるために、通信省・警視庁・関東配電・東京瓦斯・交通局及建設局の各関係課を集め、申し合わせを行った。¹⁶⁾」と述べた内容と符号する。さらに、「此等ノ整理ハ資材、資金ノ関係等ヨリ今直チニ実施ニ移ス事ハ困難dealガ将来此ガ実施ニ支障ナキ様各種復興計画ノ樹立決定特ニ土地区画整理ノ設計ニ当ツテ配慮スルヲ要スルノデコノ方針ヲ都長官ヨリ都市計画委員ニ諮問シ確定セムトスルモノdeal」とした。石川は資金面から電柱撤去が直ちに実現できるとは思っていなかった。そのため区画整理事業を実施する際、将来の地中配線に配慮した方策を確定させ周知させたいという意向があった。

帝都復興事業では地下埋設物整理計画¹⁷⁾が帝都復興院だけで立案されたものであったため、関係事業者と合議されていなかった¹⁷⁾。そのため試験施工に終わった苦い経験をもっていたことから、東京戦災復興計画では関係事業者と合議がなされた。

東京都は東京地方委員会へ同年11月9日付け建都発第46号で、「東京都復興都市計画街路上工作物及び地下埋設物整理方針」（以下、「整理方針」という）を提出した。この案件は同月14日開催の第48回・東京地方委員会に、第379号議案として諮られた。

「整理方針」の理由書には、「帝都の市街地の街路上における架空線、交番、共同便所などの工作物及び地下埋設物は当事者が区々に計画する関係上雑然として設置され、交通上支障あると共に大いに美観を損なうものがあった。（中略）今回復興を機会にその方針に一部改善を加へて本案のやうに定め、これらの施設物を統制して交通上、美観上遺憾のないやうにせんとするものである。」と記され、交通上のみならず美観上の観点からも電線類の整理が必要とした。

7ヶ条で構成された「整理方針」には、
第一 幅員36m以上の街路における架空線は原則として全部地下に埋設するものとし、その埋設の場所は極

力歩道を撰ぶものとする。

第二 地下埋設物は極力共同溝を用ふるものとし、これがために必要な場合は共同溝を都市計画施設として設置するものとする。

第三 3,500ボルト未満及弱電流の架空線であって、已むを得ないものは迂回配線とし、これがために必要な場合は各ブロック毎に四m以上の裏路を設けるものとする。

第四 前号の架空線であって、已むを得ず路上に施設する必要のあるものについては共用柱⁽⁷⁾を用ふるものとし、これがために必要な場合は共用柱を都市計画施設として設置するものとする。

などがあつた。

この条文の特徴として、

- ①共同溝・共用柱を‘都市計画施設’に位置付けたこと
- ②裏路への迂回配線計画が挙げられる。

とりわけ共同溝を‘都市計画施設’とみなす考え方は、それまでの共同溝の位置づけ（道路占用物件を収容する施設は道路附属物に該当しない¹⁸⁾）を大きく変える画期的なことであつた。さらに重要街路（幅員36m以上）では、架空線を地下に入れようとした。

また主旨説明では、「是ハ法律上ノ制限ト云フヤウナモノデハゴザイマセヌ、（中略）法案ニ對スル覺工書キミタヤウナモノデゴザイマシテ一先ツ是デ方針ヲ決メサセテ戴キマシテ」と、とりあえず電線類の整理について今後の方針を定めたいとした。

また、「第一、第二ニ強ク謳ヒマシタル計画ガ當分ハ第三ノ形式デハアルマイカト」とも述べ、石川の当面の主眼は表通りから電柱をなくすことにあつた。これは共同溝方式が架空線撤去のための優れた手法であっても、巨額の費用を必要とするため現実的な手段でないことであつた。このことは石川論文『日本国土計画論』のなかの、「電柱は地下へ埋設す可きものなのですが、それでは余りお金がかかってお話になりません。私の案では各道路に併行して路次を通します。此の路次に電柱を通し」¹⁹⁾という文章から明らかである。

石川の主旨説明に対し、各委員から多くの質問が出された。なかでも第三のなかの、「各ブロック毎に四m以上の裏路を設けるものとする」という文言の扱いについて、大橋武夫・戦災復興院計画局長⁽¹⁰⁾（以下、大橋という）と石川の間で激しいやりとりがあつた。市街地建築物法では建物の建築可能な公道幅員を4m以上に規定していたことから、建築確認が可能な道路をつくるか否かは大きな意味を有していた。

大橋は最初に質問に立ち、この表現は区画整理実施の有無に係わらず4m以上の裏路を設けるとも受け取れるとしたうえで、「架空線ヲ埋設スル為ニ特ニ其ノ道路ヲ四米ノ道路トスルコトニナレバ、繁華街ノ裏道ニ、又ゴミゴミシタ家ヲ建テラレルヤウナ結果ニモナツテシマヒ

マシテ、從ツテ四米以上ノ道路ヲ必ず必ず作ルト云フ風ニスルノハ如何カト考ヘラレマス」と、道路ではなく建物を建てられない単なる通路にすべきと主張した。

これに対し石川は、「何カ復興院ノ方デ、一般ノ方針トシテハ斯ウ云フノガ此処ニ出テハ困ル差支ヘルト云フ御話デアリマスレバ」と尋ね返した。

大橋は、「ソコ（注：4米道路を指す）二家ヲ建テテ宜イト云ウ風ニモナツテ、チョットゴミゴミシタ街路ガソコニ出現スルヤウナコトニモナリハシナイカト考ヘラレル」と、再度の懸念を示した。

「建築線ニナラナイヤウナ形デ空地ニシテオケト云フコトデスカ」と再び石川が聞いたところ、「マアサウ云フ趣旨デスネ」と大橋は答えた。

石川はなお四米にこだわり、「此ノ数字ヲ削ラナイト御都合悪ウゴザイマセウカ」と再度確認したところ、大橋は「ナクツテモ済ムンジャンナイカト思フノデス」と、数字を取るべきとの姿勢を示した。

さらに他の委員達からの意見に対しても大橋は、「四米ト此処ニ書ク必要ハナイジャンイカ」、「数字ハ削ツテ置イタ方ガ宜シクハナイカ」などと述べ、4mの削除を執拗に求めた。

石川は根負けし、「復興院ノ御心配ノヤウニ、裏ニ街ガ出来ルト云フコトハ法律上防ギ得ナイト云フ所ニ御意見ガアルノデゴザイマシテ、（中略）色々御ヤリニナルコトニ差支ガアルトイケマセヌノデ『ブロック』毎ニ裏途ヲ設ケルコトニシテ、数字的ニハ又追ツテ御知ラセスルコトニシテ」と、数字の削除に同意した。この結果、裏道は建築確認のとれない裏路になった。このやりとりを受けた議長の伊藤清・東京都次長は、「『四米以上の』ノ五字ヲ削除致スコトニ致シタイト存ジマス」と発言し、裏路論争に終止符が打たれた。

こうした流れを経て誕生した「整理方針」は、1946（昭和21）年12月24日付けの第680号として告示され、今なお「東京都令規集」²⁰⁾に納められている。しかしながら電線類地中化事業に関わる者で、この「整理方針」が今なおあることを知る人はほとんどいない。

4-2 幹線街路を軸とする電柱整理

東京戦災復興計画における電柱整理計画は、大規模な区画整理事業で造り出される都市計画道路（幅員40m～100m）における無電柱化であつた。このために区画整理事業で生み出される裏路に架空線を迂回させ、美観上も防災上も役立つようにしようとした。幹線街路（議案第362号）・補助幹線街路（第363号）にある幅員36m以上の路線と区画整理区域（第365号）さらに後述する特別地区（第374号）とを併せた「幹線街路を軸とする電柱整理図」（図-3）から、石川の電柱整理計画を検討してみる。

実線は当初計画された区画整理区域6,100万坪（昭和21年3月28日開催の第44回都市計画東京地方委員会、議

案第365号) および特別地区(公館・文教)内における幹線街路(幅員36m以上)を示している。

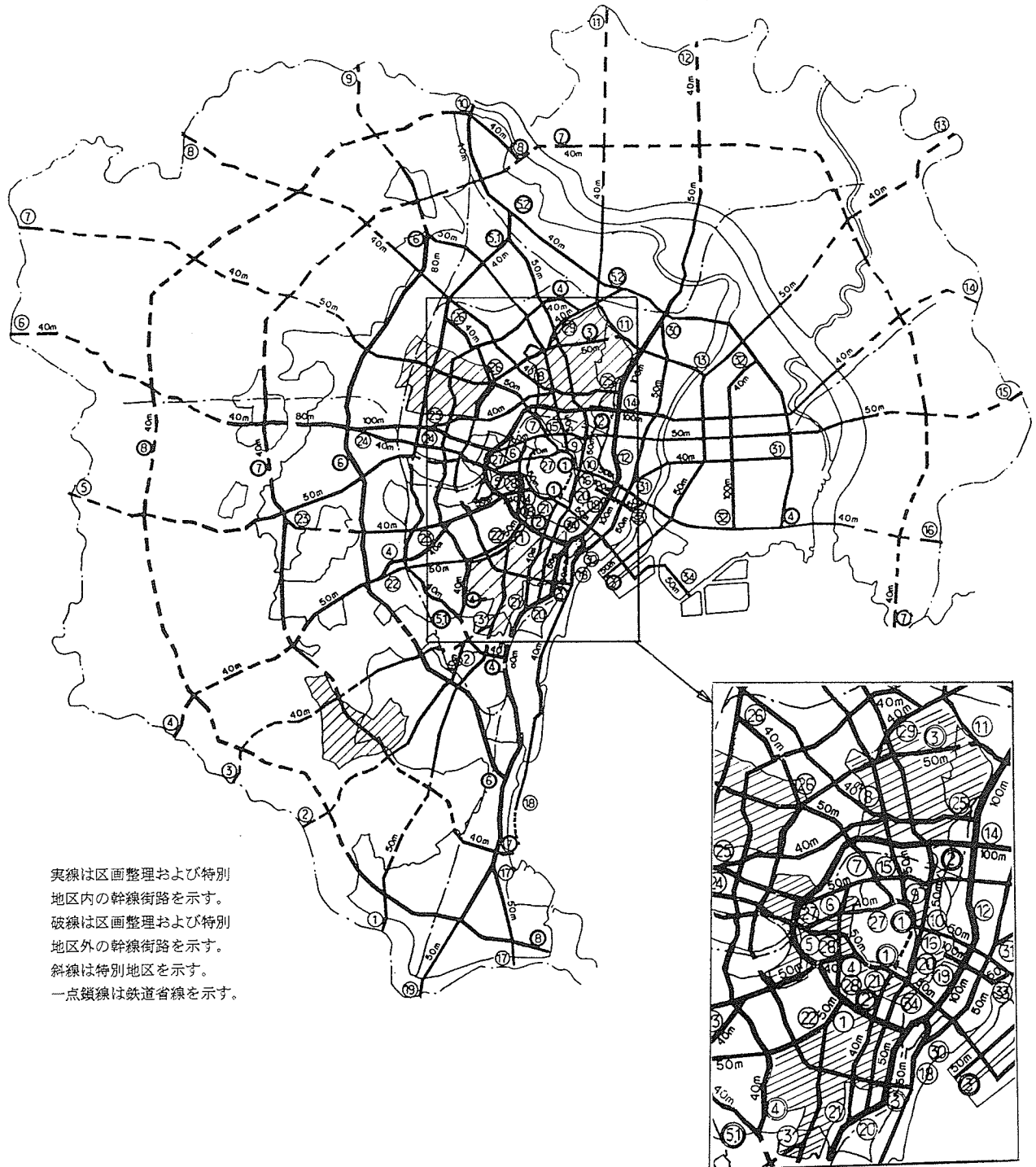
この電柱整理計画で云えることは、

- ① 帝都復興事業で成し遂げられなかった中心市街地での電柱整理が再度、広範囲に計画されたこと
- ② 東京都全域において電柱の整理計画がなされ、面的にも線的にも拡がりをも有していたこと

③ 土地区画整理区域・特別地区という都市計画制度を用いて、電柱整理計画が立てられたこと

④ 共同溝・共用柱を都市計画施設とみなす都市計画手法が用いられたこと

⑤ 美観上・防災上の観点から幹線街路において、電柱整理計画がなされたことであった。



実線は区画整理および特別地区内の幹線街路を示す。
 破線は区画整理および特別地区外の幹線街路を示す。
 斜線は特別地区を示す。
 一点鎖線は鉄道省線を示す。

図一三 幹線街路を軸とする電柱整理

出所：東京都都市計画局および東京都公文書館の内田分校資料を基に作成

この電柱整理計画は、東京市が考えた防空都市計画上の電柱整理計画区域⁽¹¹⁾に準ずるものになっていた。

帝都復興事業で考えられた共同溝計画も面的に拡がりをもった壮大なものであったが、東京戦災復興事業における電柱整理計画はそれ以上の広がりをもっていた。

しかしながらこれらの計画は地方財政が窮迫していたことや、シャープ勧告により都の財源から地方配付税・国庫補助金にあたる額が消えたため、事業実施が危ぶまれることになった。

政府は同年6月24日、「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」を閣議決定した。復興計画は、「交通、防災、保健上必要な限度に既定計画を改変して、建築物等の計画制限を緩和する」ことになった。また事業は「5ヶ年以内に完了し得る様豫算措置を講ずるものとする」とされた。こうした一連の流れを受け、東京戦災復興計画は大幅に縮小された。

裏路をつくり電線を迂回配線させる計画は、1949（昭和24）年の戦災復興事業見直しによって、区画整理事業の規模が大幅に縮小されたためほとんど実現されず、石川栄耀の構想は崩れてしまった。

4-3 特別地区での電柱整理

石川には東京復興計画を立案する目標として、文化都市があった⁽¹¹⁾。この文化都市を創り出すために、「文教地区」という特別地区を創ろうとした。特別地区は戦災復興院の小宮賢一が考えたもので、その都市の顔にあたる特別な地区に適した規制を定めようというものであった⁽²²⁾。この考えは石川の気に入るところとなり、東京復興計画に導入された。石川は特別地区について、「都市の構造を確立し、とり分けその文化都市たる性格を明にする為には、建設的な性格を有つ特別地区の制度が最も効果が大きい」⁽²³⁾と述べている。

「東京都市計画区域内における特別地区決定の件」は、1946（昭和21）年8月16日開催の第47回・東京地方委員会に第374号議案として提出された。

理由書では、「特別な用途を有つ区域又は其の周囲の区域の土地利用の能率化及び環境の整備について特別な考慮を拂ふ必要があるが、（中略）特別な制限をすることが出来る制度がない。然し、其の儘放置することは適當でないので本案によって特別地区を決定し制度の確立を見る迄指導によって遺憾のないやうにするものである。」と述べ、行政指導による環境の整備に努める決意を示した。

石川は主旨説明において、「異例デハゴザイマスガ、都長官ノ諮問案ト云フ形式デ御諮リ致シタ訳デアリマス」と述べ、特別地区案件の提出に理解を求めた。また、「今回ハ美観地区ト云フ風ナ形式ニ依リマシテ、之ニ美観地区トシテノ色々ナ整備ヲ致シマス、ト同時ニ区画整理ニ依リマシテ具体的ニ決メテ行キタイ」とも述べ、特別地区を美観地区として整備するつもりだった。

さらに委員の質問に対し、「文教地区ハ今度ノ復興計画ノ極メテ『エッセンス』ト考ヘテ居ルノデアリマシテ、謂ハバ文化創設都市トシテノ基地」と位置付けていることも示した。このため特別地区設定要綱案（都市計画課試案）の「公館地区」・「文教地区」には、風致美に関する規制事項が含まれていた⁽²⁴⁾。

規制事項として、

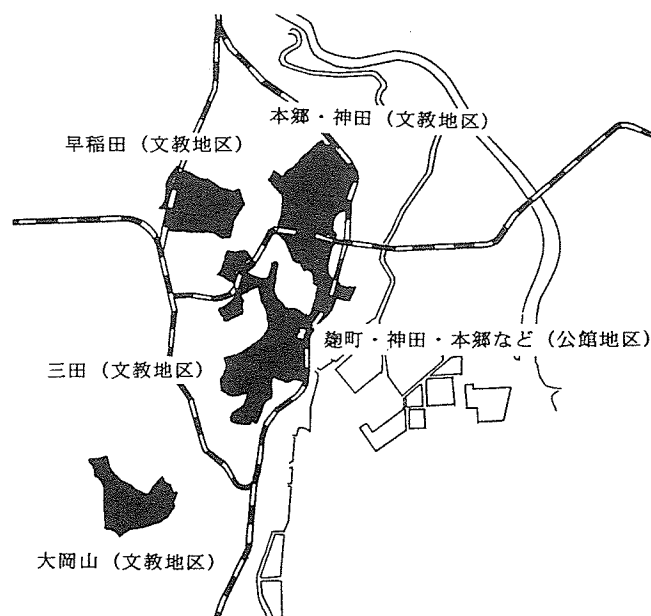
- ・ 地区内道路上工作物を整理し止むを得ざるもの以外は道路使用を厳に禁ずること。
 - ・ 電柱は主要路線に設置せず迂回配線又は地下ケーブルによること。
- が盛り込まれていた。

この案件は1946（昭和21）年9月5日付けで、第457号として告示された（表一6）。

表一6 特別地区

出所：新建築 第22巻 第1号 p.27		
地区名	場 所	面 積
公館地区	麹町・神田・本郷など9区の各一部	625.5ha
文教地区	本郷・神田、早稲田、三田、大岡山	2,427.3ha

しかしながら石川が、「文教地区なるものを設定したのであるが法律に根拠なきため空文に終わっている」⁽²⁵⁾と云っているように、規制行政の限界により結実することがなかった。石川は美観上の公館・文教地区（図一4）により、面的な電柱整理を目指したのであった。



図一4 特別地区（公館・文教）図

出所：都市計画東京地方委員会 第374号添付資料

5. 電柱整理実績

東京戦災復興・区画整理事業は大幅に縮小され、特別地区も規制行政の限界から有名無実になってしまった。残念ながら電柱整理がなされた区間は、わずか2.3kmに過ぎない（表一七）。帝都復興事業での共同溝計画が挫折し試験施工がわずかに2.1kmなされたように、今回も挫折してしまっただ。

表一七 電線類地中化実績
出所：戦災復興誌 第10巻 pp.120~121

場 所	延長 (m)
第3地区・環状3	
文京区小石川4~5丁目	約450
第4地区・放射15号	
墨田区江東橋~松代橋	約800
第10地区・環5	
北区王子1~2丁目	約600
第11地区・環5	
豊島区東池袋3丁目	約450
計	2,300

それでも区画整理事業によって造り出された広幅員街路（幅員36m以上）は、表一八に示すように11.7kmあったから、各事業者と合議された「整理方針」が担保されていれば、10km以上の電柱整理は可能であったと思われる。

表一八 区画整理区域内の広幅員街路
出所：甦った東京 pp.84~148

地区番号	街路延長 (m)
1	576
2	929
3	418
4	1,241
5	1,167
6	840
7	506
8-2	685
9-2	391
10-1	627
11	602
14	1,288
15	1,295
31	897
37	206
42	47
計	11,715

注1) 表-8の地区番号は表-7の地区番号に対応する。

注2) 戦災復興誌では、第10地区の枝番まで記載されていない。

6. まとめ

以上から、本稿で述べたことを要約する。

1. 戦前の電柱整理計画

帝都復興事業以降・戦前の東京における電柱整理計画は次のとおりであった。

- ① 都心部の計画として、新宿駅で電柱整理計画がなされた。しかしながら新宿駅と同様に戦前、都市計画決定されたその他の駅前広場（渋谷・大塚・池袋）で電柱整理計画が立てられたか判っていない。
- ② 郊外の計画として、「東京保健道路計画」による7つの路線で、電柱のない緑豊かな散策道路をつくろうとした。

2. 東京戦災復興事業での電柱整理計画

戦後の東京戦災復興事業における電柱整理計画は次のとおりであった。

- ① 帝都復興事業で試験施工に終わった中心市街地における電柱整理計画が、幹線街路を軸として面的になされた。
- ② 土地区画整理事業・特別地区という都市計画制度を用いて、電柱整理計画が立てられた。
- ③ 共同溝・共用柱を都市計画施設と位置づける都市計画手法が用いられた。
- ④ 美観上・防災上から幹線街路に電柱を立てないことが計画された。そのために裏路への迂回配線が考慮された。

東京戦災復興事業は帝都復興事業のように、国が主体になって計画されたものではない。また地下埋設物整理費が予算計上された訳でもない。石川栄耀という類稀なる見識者が都市計画的な方法（法制度、規制行政）を駆使して、電柱を整理しようとしたのであった。

しかしながらこれらの計画は、東京戦災復興区画整理事業が大幅に縮小されたことで事実上消滅した。

このことについて石川は「私の都市計画史」で、「路上構造物の整理を除いて他は殆どなんとかレールには乗った」²⁶⁾と、電柱整理が石川の思い通りにならなかったことを認めた。

事業費と具体的計画がありながら関係者の反対熾烈により挫折した帝都復興事業での電柱整理計画、事業費の縮小で実現できなかった戦災復興事業での電柱整理計画、どちらも今日の電柱立国の原点であった。

今後は震災復興事業における共同溝の法的位置付け（道路占用物）が、どのようにして今日の電線共同溝の位置付け（道路附属物）へ転換していったのか、その過程について検証していきたい。

謝辞

本論文の作成にあたっては新潟工科大学・堀江興博士、東京都都市計画局地域計画部・小林誠主事にお世話になりました。この場を借りて謝意を表したい。

(補注)

- (1) 電線の地中化方式には共同溝法による共同溝（2つ以上の公益物件を収容する施設）と電線共同溝法による電線共同溝（供給系の架空線のみを収容する施設）の二種類がある。法的には全く別の扱いになっている。このうち電線類地中化事業とは電話線および配電線の地中化を指しており、電線共同溝がその整備手法になっている。このため共同溝法による共同溝では電柱撤去を目的に実施することができない。
共同溝法には供給管共同溝があるが、現在事業として国の補助対象になっていない。
- (2) (株)問題開発研究所発行「キャブシステム」pp.20～21には、電線類の地中化率が記載されている。地中化率には亘長（変電所～変電所間の長さ）でみる場合と延長でみる場合がある。また配電線でも電圧が多岐にわたっている。このため地中化率という表現では正確さに欠ける。
- (3) 第一回目の機会であった帝都復興事業での地下埋設物整理計画については、拙稿「帝都復興事業における共同溝計画と施工例に関する研究」（土木史研究No17）に掲載。
- (4) 共同溝法の共同溝は2以上の公益物件を収容する施設であるが、当時の共同溝では明確な定義がなかった。当時の定義については前掲拙稿に記載
- (5) 石川栄耀は1933（昭和8）年に都市計画愛知地方委員会から東京地方委員会へ転勤になっている。このため新宿駅前改良計画の立案には関わっていない。
- (6) 旧都市計画法では計画決定できる都市施設を限定していた。
- (7) 旧道路法では管理者の権限を明定し、義務施設以外設置する義務がなかった。このため共同溝は道路法の道路附属物にならなかった。
- (8) 共用とは1本の電柱に異なる事業の電線を架設することをいう。
- (9) 帝都復興事業では「地下埋設物其他の街路工作物」という言い方で、道路占用物を表現した。そのため「地下埋設物整理計画」には、架空線・電柱の整理を含んでいた。
- (10) この議事速記録は筆者が「東京都公文書開示制度」に基づき、「任意的開示」で入手したものである。このため発言者が明示されていないが、前後関係の内容から大橋武夫と判断し記載した。
- (11) 1943（昭和18）年に東京市役所が作成した「東京市の防空都市計画」（未定稿）には、外側環状線（7号環状線）以内の主要街路は可及的地下配線とすると記されている。

(参考資料)

- 1) 東京市監査局都市計画課、「省線新宿駅を中心とする交通調査報告書」, 1933年
- 2) 鈴木悦朗・三浦裕二,「帝都復興事業における共同溝計画と施工例に関する研究」, 土木史研究 No17, (社)土木学会, p.91, 1997年
- 3) 小田川利喜,「都市美」,第28号, 都市美協会, pp.11～12, 1939年
- 4) 「帝都復興事業誌・土木編」,復興事務局, p.451, 1931年
- 5) 小田川利喜,「新宿駅前廣場と区画整理」,区画整理 第6巻 第2号, 土地区画整理研究会, p.10, 1940年
- 6) 石川栄耀,「帝都防空都市計画試案」,土木学会誌 第27巻 第3号, (社)土木学会, p.26, 1941年
- 7) 「事業概要」,東京都建設局総務部庶務課, p.25, 1978年
- 8) 都市計画東京地方委員会,「都市計画の基本問題（下）」, 全国都市問題会議事務局, pp.148～168, 1938年
- 9) 石川栄耀,「都市計画に於ける保健問題」, 都市問題 第23巻 第2号, (財)東京市政調査会, pp.175～176, 1936年
- 10) 石川栄耀,「東京『緑道』計画解説」, 公園緑地 第3巻 2・3合併号, 公園緑地協会, p.100, 1939年
- 11) 堀信一,「街路の電柱整理に就て」, 第一回全国都市美協議会研究報告, 都市美協会, p.201, 1937年
- 12) 建設省編,「戦災復興誌 第老巻」, (財)都市計画協会, p.55, 1959年
- 13) 同上, p.57
- 14) 越沢明,「文化遺産としての街路」, (財)国際交通安全学会 p.123, 1989年
- 15) (財)東京市政調査会市政専門図書館所蔵,「東京都復興都市計画概要」, p.23, 1946年
- 16) 東京都都市計画局地域計画部所蔵,「都市計画東京地方委員会議事速記録・第48回」, ページ不明
- 17) 太田四三,「帝都復興事業に就て」, 土木学会誌 第10巻 第5号, (社)土木学会, p.124, 1924年
- 18) 田中好,「共同管溝の法的考察」,道路の改良 第12巻 第1号,道路改良会, p.8, 1930年
- 19) 石川栄耀(1941),『日本国土計画論』, 八元社, p.336, 1941年
- 20) 東京都令規集8(都市計画・環境保全), p.504
- 21) 石川栄耀,「都市計画に対する反省」,都市問題 第43巻 第3号, (財)東京市政調査会, p.7, 1952年
- 22) 小宮賢一,「戦災復興事始めの記」,戦災復興外誌, (財)都市計画協会, p.139, 1985年
- 23) 石川栄耀,「都市復興都市計画の報告と解説」, 新建築 第22巻 第1号, 新建築社, pp.25～26, 1947年
- 24) 前掲・新建築, p.27
- 25) 石川栄耀,「首都建設計画の主要題目」, 新都市 第4巻 第11号, (財)都市計画協会, p.12, 1950年
- 26) 石川栄耀,「私の都市計画史」, 新都市, 第6巻 第12号, (財)都市計画協会, p.7, 1952年